

化学物質のリスク評価検討会開催要綱

1 趣旨・目的

職場における化学物質の取扱いによる健康障害の防止を図るためには、事業者が自らの責務として個々の事業場でのおく露状況等を把握してリスクを評価し、その結果に基づきおく露防止対策を講ずる等の自律的な化学物質管理を適切に実施することが基本である。しかし、中小企業等においては自律的な化学物質管理が必ずしも十分ではないことから、平成18年度から、国は、重篤な健康障害のおそれのある有害化学物質について、労働者のおく露状況等の関係情報に基づきリスク評価を行い、健康障害発生リスクが高い作業等については、リスクの程度に応じて、特別規則による規制を行う等のリスク管理を講じてきている。

このリスク評価を適切に行うため、学識経験者から成る検討会を開催し、有害性が認められる化学物質について、有害性の評価及び有害物おく露作業報告等を活用した労働者のおく露レベルの評価から労働者の健康障害防止に係るリスクの評価を行うこととする。

2 検討事項

- (1) リスク評価対象物質の有害性の評価について
- (2) リスク評価対象物質のおく露の評価について
- (3) リスク評価対象物質のリスクの判定について
- (4) その他

3 構成等

- (1) 本検討会は、別紙1の参集者により構成するものとする。また、別紙2の参集者により構成する「有害性評価に係る小検討会」及び別紙3の参集者により構成する「おく露評価に係る小検討会」を開催することとする。
- (2) 本検討会及び小検討会には座長を置き、座長は検討会又は小検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会及び小検討会には必要に応じ、別紙参集者以外の有識者の参集を依頼できるものとする。
- (4) 本検討会及び小検討会は、必要に応じ関係者からヒアリングを行うことができるものとする。

4 その他

- (1) 本検討会及び小検討会は、原則として公開するものとする。ただし、個別企業等に係る事案を取り扱うときは非公開とする。
- (2) 本検討会及び小検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室において行う。

(別紙1, 別紙3 略)

化学物質のリスク評価検討会（有害性評価に係る小検討会） 参集者名簿

- 池田 敏彦 横浜薬科大学臨床薬学科教授

- 大前 和幸 慶應義塾大学医学部教授

- 清水 英佑 中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長

- 高田 礼子 聖マリアンナ医科大学医学部予防医学教室教授

- 西川 秋佳 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長

- 宮川 宗之 独立行政法人労働安全衛生総合研究所
健康障害予防研究グループ部長

（50音順）